

自家用有償旅客運送（市町村福祉有償運送）の更新について

1. 経緯

- ・平成 16 年 1 月：事業開始
- ・平成 18 年 10 月：道路運送法改正により更新登録の際には、市公共交通会議の同意が必要となる
- ・令和 5 年 6 月：更新登録し、令和 8 年 12 月に登録期限の満了を迎える（有効期間 3 年）

2. 利用方法

- ・対象者：中津川市に住所を有し、身体上の障害または疾病のため福祉車両を利用しなければ移送が困難な方で、次のいずれかに該当するもの
（本人又は代理人による事前登録申請が必要）
 1. 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けたもの
 2. 身体障害者手帳 1 ～ 3 級の所持者
- ・自己負担：50 円／km、月ごとに口座引き落としまたは納付書送付
- ・利用回数：通院の場合、片道 1 回とし、月 6 回まで

3. 必要性

① 現状

- ・身体上の障害または疾病のため、自力では車の乗降ができない方にとって、車椅子やストレッチャーのまま乗車・移動できる福祉車両は、医療機関への通院及び入退院には必要不可欠である。
- ・中津川市の市面積は県内で 6 番目に広く、山間地域であり、人口に比して市面積は広範囲に及ぶ。
- ・地域によってサービスの不均等が発生しないよう、公共の福祉を確保する観点から「福祉車両による移送サービス」は、重要な福祉施策のひとつとして取り組んでいる。

② 今後

- ・平成 25 年から団塊の世代が 65 歳以上に入り、高齢化率は年々増加を続け市民のほぼ 3 人に 1 人は高齢者である（次頁 高齢者等データ参照）
同時に在宅介護で生活する方も増加し車椅子やストレッチャーのまま乗車・移動できる福祉車両の重要性は今後も高まると考えられる。
- ・誰もが住み慣れた地域で その人らしく 安心して健やかに暮らせるまちの実現（中津川市地域福祉計画 第 2 期計画 基本理念（平成 27 年～令和 8 年））のために、福祉事業として移送サービス事業の運営が必要である。

【議題 3】

【高齢者等データ】 (令和 8 年 4 月 1 日現在、() は 3 年前の数値)

高齢者人口 65 歳以上	24,830 人 (25,110 人)
高齢化率	34.5% (33.5%)
介護保険認定者	4,442 人 (4,378 人) うち要介護認定者 3,517 人 (3,516 人)
障害者手帳 1 級～3 級交付状況	1,908 人 (1,981 人)

③ 利用実績 (令和 7 年度)

【地区別】

【月 別】

地区	利用者 登録者数 (人)	利用者 実人数 (人)	利用 延べ回数 (回)
中津地区	23	22	383
苗木地区	3	2	38
坂本地区	6	6	122
落合地区	7	2	28
阿木地区	1	0	0
神坂地区	1	1	2
山口地区	2	2	20
坂下地区	15	11	244
川上地区	5	2	41
加子母地区	5	4	52
付知地区	3	6	41
福岡地区	15	9	124
蛭川地区	1	0	0
合計	87	67	1,095

月	利用者 延べ人数 (人)	利用 延べ回数 (回)	利用距離 (k m)
4 月	34	108	697
5 月	35	98	729
6 月	35	93	594
7 月	37	118	779
8 月	31	91	592
9 月	30	89	646
10 月	37	120	839
11 月	29	88	616
12 月	23	70	517
1 月	23	70	430
2 月	25	68	492
3 月	29	82	594
計	368	1,095	7,525

4. 安全性の確保

① 運転前の確認

- ・「安全運転のための確認表」を使用し、運転者に対して、疾病、疲労、飲酒等の確認、安全確保のための指示を行い、内容を必ず記録している。(記録は 1 年間保存)
- ・運転前に必ず上記事項を対面確認したうえで、異常無いことを確認し、車のキーを渡している。
- ・「安全運転のための確認表」原本は、毎月、利用者報告書と併せて市へ提出される。
- ・感染症等予防対策として、運転者には下記の取り組みを実施している。
 - ・運行中は可能な限りエアコンによる外気導入や窓開け等による車内の換気を行う。
 - ・サービス提供前後に、利用者が触れる場所の洗浄や消毒を行う。

【議題 3】

- ・運転者に発熱や体調不良を認めた場合は、業務の従事の交替を行う。
- ・シルバー人材センターでは高齢による事故を防ぐため、運転手は 75 歳未満としている。
- ・運転者は免許証のコピーを定期的に提出し、免許証の有効期限の確認を行っている。

② 事故発生時の連絡体制

- ・各事務所に事故対応者を設置し、交通事故等発生報告書及び交通事故等処理完了報告書の様式を定め、事故処理連絡体制を整備している。
- ・各事務所に苦情処理責任者を設置し、苦情連絡票の様式も定め、苦情処理体制を整備している。

③ 任意保険は下記の条件で全車加入

- ・対人賠償 無制限
- ・対物賠償 無制限
- ・搭乗者賠償 1 名につき無制限

④ 自動車の点検整備

- ・自動車の運転を安全に実施し、適切な整備を保つため、整備管理の責任者を各事務所に設置し、整備管理体制を整備している。

■申請書及び添付書類一覧

申請書及び添付書類	備 考	資料
更新登録申請書【様式 2－2 号】	中津川市【統括運行管理】	○
宣誓書【様式第 3 号】		省略
運行管理責任者就任承諾書【様式第 6 号】		○
運行管理の体制等を記載した書類【様式第 7 号】		○
宣誓書【様式第 3 号】	社会福祉法人 萱垣会 公益財団法人中津川市シルバー人材センター（本所）	省略
運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿 乗務者に係る就任承諾書兼就任予定乗務者名簿 【様式第 4 号】		○
運行管理責任者就任承諾書【様式第 6 号】		○
運行管理の体制等を記載した書類【様式第 7 号】		○
定款、履歴事項全部証明書、役員名簿	社会福祉法人中津川市社会福祉協議会 （坂下、加子母、福岡支所）	省略
運転者が要件を備えている証		省略
運送しようとする旅客の名簿		省略
登録証		○
車検証の写し		省略
自動車保険の写し		省略